

令和元年11月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



諮詢期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を使っているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢を行うことができません。

なお、諮詢の予定時期につきましては、本日から1か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

植村稔札幌高裁長官の就任記者会見関係文書（例えば、記者会見実施要領、記者クラブ加盟社宛の連絡文書、幹事社の代表質問）

2 苦情の申出がされた日

10月17日付け（同月18日受付）

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁秘書第 5738 号

令和元年 12 月 18 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

10月4日付けで札幌高等裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

植村稔札幌高裁長官の就任記者会見関係文書（例えば、記者会見実施要領、記者クラブ加盟社宛の連絡文書、幹事社の代表質問）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話 03（3264）5652

最高裁秘書第 5879 号

令和元年 12 月 25 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

植村稔札幌高裁長官の就任記者会見関係文書（例えば、記者会見実施要領、記者
クラブ加盟社宛の連絡文書、幹事社の代表質問）

2 苦情の申出がされた日

令和元年 10 月 18 日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和元年度（情）諮詢第 30 号

(2) 謝問日

令和元年 12 月 18 日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第5880号

令和元年12月25日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和元年度（情）諮問第30号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和元年12月18日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問の要旨

苦情申出人は、札幌高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分が行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条所定の不開示情報に相当するか不明である旨主張しているが、原判断庁による判断は、相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

植村稔札幌高裁長官の就任記者会見関係文書（例えば、記者会見実施要領、記者クラブ加盟社宛の連絡文書、幹事社の代表質問）

(2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、開示対象文書として、次のアからエまでに掲げる各文書を特定した上、10月4日付で一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

- ア 「植村新長官就任記者会見について（8月23日まで）」
- イ 「植村新長官就任記者会見の実施要領について」
- ウ 「植村新長官就任記者会見について」

エ 「植村新長官就任記者会見について（9月13日午後1時30分）」

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 法第5条第1号に規定する不開示情報相当性について

(2)のアからエまでの各文書において原判断庁が不開示とした裁判所職員の印影並びに(2)のア、イ及びエの各文書において原判断庁が不開示とした記者の個人名については、法第5条第1号に規定する不開示情報（個人識別情報）に相当する。

イ 法第5条第2号イに規定する不開示情報相当性について

(2)のア、イ及びエの各文書において原判断庁が不開示とした報道機関の取材手法に関する記載については、公となることにより、報道機関の取材活動の存在、内容が推知されることとなり、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号イに規定する不開示情報に相当する。

また、(2)のアの文書において原判断庁が不開示とした司法大観の抜粋部分については、特定の法曹関係者の個人識別情報（顔写真、生年月日、出身地等）が掲載されている。同情報は、司法大観の購入者のみに提供されることを前提として、出版社である一般財団法人法曹会（以下「法曹会」という。）が掲載者から提供を受けているものであるため、これに反して司法行政文書の開示手続によって同情報が開示されることになると、掲載者との信頼関係が損なわれ、ひいては、今後、法曹会への情報提供が拒否される事態を招くなど、司法大観の発行への影響が懸念される。また、開示申出人は、開示手続により、司法大観を購入することなく、閲覧又は謄写することができることになると、法曹会の司法大観の販売による利益を損なうことにも繋がる。したがって、同抜粋部分は、公にすることにより、法曹会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号イに規定する不開示情報に相当する。

ウ 法第5条第6号に規定する不開示情報相当性について

(2)のア、ウ及びエの各文書において原判断庁が不開示としたその余の部分は、記者から予想される質問事項並びにこれに対する対応案及び参考資料であり、これらについては、実際に報道機関から記者会見の場で問われ、長官が回答した場合に公になるものであり、記者会見に向けてどのような準備をどの程度行うかについては、各長官がそれぞれの立場において検討するものである。不開示部分が公になると、今後、就任会見の準備を行うに当たり、各長官が発言内容を自由に検討する際の支障となりかねず、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同部分は、法第5条第6号に規定する不開示情報に相当する。

また、(2)のイの文書において原判断庁が不開示とした内線番号の記載については、当該内線番号は外部に開示しておらず、これを公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に規定する不開示情報に相当する。

エ よって、原判断は相當である。